

知財高裁令和6年(ネ)第10086号（令和7年6月26日判決）意匠権侵害事件 判例評釈

事件概要と原審・控訴審の判断の差異

令和7年6月26日、知的財産高等裁判所（第2部）は、意匠に係る物品を「収納容器」とする登録意匠（意匠登録第1472070号）について、被告（100円ショップ大手の株式会社大創産業）が販売する収納容器（容量違いでイ号・ロ号・ハ号と称される3種類）に係る意匠が類似するか否かを判断し、**原告意匠と被告意匠は類似しない**として原告の請求を棄却しました^{1 2}。これは、原審・東京地方裁判所の判断（令和6年10月30日判決、令和3年(ワ)第20229号）とは正反対の結論でした。原審では「被告意匠は原告意匠に類似する」とされ、被告製品の販売差止めと一部の損害賠償請求が認められていたのです^{1 3}。控訴審は原審判決中の被告敗訴部分を取り消し、原告の請求を棄却し、原告の控訴も棄却しました⁴。結果として、被告（控訴人）の逆転勝訴となり、**意匠侵害が否定**された点で非常に注目すべき事案と言えます^{5 6}。なお、この種の意匠侵害訴訟で原審の結論が覆ることはほとんど例がなく、本件は「歴史的判決」とも評されています⁷。

本件原告は自社意匠権にもとづき、被告製品の販売等が意匠権侵害に当たるとして、意匠法37条1項・2項に基づく差止め・廃棄と、意匠法39条2項または3項に基づく損害賠償金（約1140万円）及び弁護士費用（300万円）の支払を求めて提訴していました⁸。原審・東京地裁は被告製品の差止めと損害賠償の一部（推定利益に基づく損害の一部）を認容しましたが³、被告側は「原審の類否判断には誤りがある」と主張して控訴しました。控訴審では被告（控訴人）側の主張がほぼ全面的に認められ、原審の判断が覆っています⁵。以下では、本件判決の内容を検討し、**類否判断の基準と「要部」認定、公知意匠の参酌と全体観察による美感判断、関係法条の適用と損害算定、そして本判決の意義（実務・理論両面）**について解説します。

意匠の類否判断基準と「要部」認定の考え方

意匠が類似か否かの判断基準は、意匠法24条2項に明文化されています。すなわち「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする」というものです^{9 10}。裁判例上も、この「需要者に生じる美感の共通性」が類否の基準であることは一貫しており、理論上も実務上も意匠法の最大の論点とされています⁶。

もっとも、具体的な比較方法としては、単に両意匠を抽象的・感覚的に眺めるのではなく、一定の枠組みに従って**全体観察と部分的対比**を行います^{11 12}。日本の裁判実務では従来から、まず両意匠の構成に共通点・差異点を見出しつつも全体として観察し、さらに**意匠に係る物品の性質・用途・使用態様**を考慮し、そして**公知意匠にない新規な創作部分の有無**などを参酌して、「需要者が視覚を通じて最も注意を惹きやすい部分」を特定する手法がとられてきました^{11 13}。この「需要者の注意を最も惹く部分」がいわゆる「**意匠の要部**」であり、裁判所は要部に着目して両意匠の共通点・相違点を対比・検討した上で、**両意匠が全体として美感を共通にするか否か**を判断します^{14 13}。

要するに、本件判決でも示されたように、類否判断は**(1)両意匠を全体的に観察**することを基本としながらも、**(2)需要者の視線を引く要部を認定**しその部分を中心に比較検討するという二段構えの手法となっています¹³。この枠組み自体は原審・控訴審で相違はなく、控訴審判決も「類否判断の基準は基本的に（原審と）同様」と述べています¹⁵。ただ、「要部認定」の内容・評価次第で結論が左右される点に本件の難しさと興味があります。意匠の類否判断に際して「要部」に着目する手法については、**全体観察による美感判断との調和**をめぐる学説上も議論があり、要部を重視しすぎれば個々の部分の差異に引きずられて本来の全体美感を見誤るとの指摘もあります。一方で、要部を無視すればありふれた部分の類似まで不当に広く権

利範囲を認めかねず、公知意匠を踏まえた要部の認定は権利範囲適正化のために必要との見解もあります。判例実務は現在のところ、この要部認定手法を維持しつつ、**要部の比重を適切に考慮して全体美感の共通性を判断する**という立場をとっていると言えます¹¹¹⁶。本件でも、原審・控訴審ともに要部認定手法自体は採用しながら、要部を構成する具体的部分の評価に違いが生じた結果、結論の相違に繋がりました。

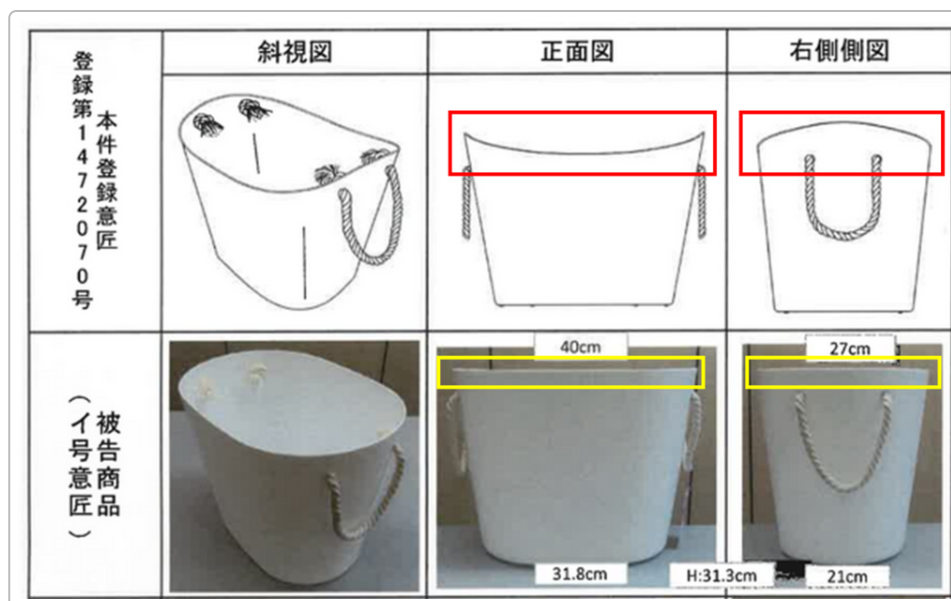
公知意匠の参酌と全体観察による美感判断

意匠の要部認定には、前述のように**公知意匠（既存のデザイン）の存在を考慮**することが重要です¹⁴。新規性・創作性のないありふれたデザイン要素は需要者の注意を惹きにくいと、意匠権者の登録意匠において**どの部分が新規な創作部分か**を見極めることで、その意匠の特徴的な要部が浮かび上がります¹⁷。もっとも、公知意匠に見られる要素であっても、それが組み合わせた独自の美感を醸し出していれば**組合せ全体として創作性が認められる**点に意匠権の特徴があります¹⁸。控訴審判決はこの点を丁寧に指摘し、原告意匠の各構成態様（基本的構成態様①と、具体的構成態様②-1・③・④といった個別の形状要素）を個別に見ればいずれも公知意匠に類例があるが、それら**全てを備えた公知意匠は見当たらない**と認定しました¹⁹。したがって原告意匠の新規性・創作性は、**それら複数の構成要素を組み合わせ全体として統一的な美感を生じさせた点**にこそあり、**「基本的構成態様①、および具体的構成態様②-1・③・④の全てが原告意匠の要部を構成する」と結論付けています**²⁰。このように、公知意匠の参酌は要部認定のための消極要因（凡庸な部分の排除）というより、**積極的に意匠の特徴を浮かび上がらせる要因**として作用しています。

一方、原審判決も要部として「基本的構成態様＋具体的構成態様④（他の具体的構成態様との組合せ）」を挙げており、公知意匠にない点として**収納容器本体上辺の曲線形状**（具体的構成態様④）などを重視していました。しかし原審は、この上辺形状の特徴について「それ自体、公知意匠にも見られる部分」であることから**「この部分のみをもって要部と捉えるのは相当ではない」として、類否判断上あまり重視しませんでした**²¹¹⁶。さらに原審は、需要者が当該収納容器を観察する態様として「斜め上方から見下ろすことが多い」点を踏まえ、「上辺の曲線形状は斜め上からでは際立ちにくく、美感に決定的影響を与えるものではない」と判断したのです²²²³。こうした**公知意匠の存在および観察角度に関する原審の評価**に対し、控訴審は真っ向から異なるアプローチを取りました。

控訴審はまず、公知意匠に見られる構成であってもそれが**「器」の外形的特徴を示す部分であり需要者の注意を強く惹くなら要部を構成し得る**と述べ²⁴²⁵、公知だからと軽視するのではなく**需要者に与える美感への影響度**で評価すべきことを示唆しました。次に、需要者の観察態様についても詳細に検討しています。控訴審判決は、原告製品（原告意匠を実施した商品）が実際にインテリア雑誌やECサイトの商品写真で**斜め上方から撮影された画像**を多用して宣伝されている事実に注目し²⁶²⁷、「床やテーブル上に置かれインテリアの一部として鑑賞される場合、需要者はそのような斜め上からの外観を重視する」と認定しました²⁷²⁸。そして、斜め上から見た場合であっても上辺の曲線形状は十分に認識され得ること、むしろ**物を入れていない状態であれば曲線の全体像が把握しやすい**ことなどを挙げ²⁹、「需要者が斜め上方から観察することを考慮しても、上辺形状（具体的構成態様④）は需要者の注意を強く惹く部分であり、美感に与える影響は大きい」と結論付けました³⁰²⁸。このように控訴審は、公知意匠の考慮についても観察態様についても**需要者の美感に与える効果**という観点から再評価し直し、原審とは異なる事実認定・価値判断を示したのです。

原審と控訴審における要部・差異点の評価の違い【差異点②の検討】



原告意匠（上段：図面）では収納容器本体の上端が前後左右に緩やかな曲線を描くのに対し、被告意匠（下段：写真）では上端形状が水平直線となっている（赤枠・黄枠部分が差異点②）³¹。この上辺形状（曲線 vs 直線）の相違こそ、原審と控訴審で評価が分かれたポイントです。原審はこれを「原告意匠の要部の一部に関する差異ではあるが、美感に決定的な影響を与えるものではない」と判断し、他の共通点が主要部分で類似する以上、全体として美感の共通性は損なわれないと結論付けました²³³²。具体的には、原告意匠・被告意匠の基本的構成態様①（全体が逆略楕円錐台形状の容器本体＋縄紐の対ハンドル）等の共通点が必要者に与える印象を左右するとし、差異点②は公知にも見られる部分ゆえ要部全体にはならないし、斜め上方からでは目立ちにくいことから共通する美感を損なうほどではない、と判断したのです²¹²³。

これに対し控訴審は、上辺形状の差異（差異点②）は原告意匠の要部そのものに係る差異であり、その美感への影響は大きいと捉えました¹⁵²⁴。控訴審も基本的構成態様①や具体的構成態様②-1（滑らかな側面形状）、③（太い縄紐の大きな結び目を有する把手）が共通する点は評価していますが³³³⁴、それらはいずれも原告意匠の要部を構成する部分であるからこそ、その一つである④が一致しないことの意味は重大だと考えました³⁵。上辺形状④は容器の「外形的特徴」を示し消費者の目を引く部分なので、たとえ他の主要部分が共通していても一部に平板な直線状の形状を有する被告意匠は、原告意匠とは異なる美感を生じさせると判断しています²⁵³⁶。最終的に控訴審は、「要部において差異があり、かつその差異が必要者の美感に与える影響は大きく、共通点を考慮して全体的に観察しても美感の共通性は認められない」と結論付け³⁷、非類似（侵害否定）の判断に至りました³⁸。

以上のように、両審級の判断が分かれたのは差異点②の評価でした。両判決とも意匠の類否判断枠組み自体は同じ¹⁵ものの、上辺曲線という要部要素について、原審は「公知に見られる部分だから決定的でない」と消極視し、控訴審は「公知部分でも需要者の目を惹く重要部分だ」と積極視した違いが結論を分けたのです³¹。この相違は、公知意匠の参酌方法と需要者の観察態様の捉え方の違いに起因しており、まさに意匠の類否判断における評価の難しさを物語っています。

関連条文の適用：意匠法23条・24条・37条・39条と損害算定

本件では、意匠法上の主要条文も適用が問題となりました。まず意匠法23条は意匠権の効力を定める規定で、「意匠権者は業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施を専有する」と規定しています⁹（ただし類似意匠の類似意匠には効力が及ばないとの限定あり）。本件被告製品の意匠が「登録意匠に類似する意匠」に該当するか否かが争点だったため、23条本文が当然に問題となりました。

次に**意匠法24条**ですが、上で述べたように2項で**類否判断基準（需要者の美感）**を示しています⁹。24条1項は登録意匠と類似意匠の関係など技術的事項を定めていますが、本件では専ら2項の美感基準が裁判所に引用・適用されました¹³。

意匠法37条は意匠権侵害に対する差止請求権を定めた規定です。原告は37条1項に基づき被告商品の販売等の差止め、2項に基づき侵害品廃棄を求めました³⁹（裁判所も差止めの法的根拠として判決中で言及）。原審はこれを認容しましたが、控訴審では非侵害の結論から**差止・廃棄請求は棄却**されています⁴⁰。

そして**意匠法39条**は損害額の推定等について定める条文です。特に2項は**侵害者の販売数量×単位利益の推定規定**、3項は**相当な実施料（ライセンス料相当額）の推定規定**に当たります（特許法102条2項・3項に対応）。本件原告は39条2項または3項により算定される損害額として約1140万円を主張し、さらに弁護士費用相当額300万円を加算して損害賠償請求を行いました⁸。原審は侵害を認めたためこの39条の適用も問題となり、**被告の販売利益相当額から算定する損害額**について審理しています。

興味深いのは、原審が**差異点①・②の存在を損害額算定にも考慮**した点です。原審判決の損害論では、「原告商品（※原告意匠の実施品）と被告商品との間には差異点1および2が存在しており、特に差異点2（上辺形状の相違）は原告意匠の要部の一部に関する差異であることを踏まえると、**被告商品の売上げに原告意匠が寄与した程度は限定的**と見るべきである。…被告商品は原告意匠の一部のみを用いていることは損害額推定の覆滅事由に該当する」と判示されました⁴¹。これは、意匠法39条2項による侵害者利益の推定は通常「製品全体の利益」を賠償させるものですが、被告製品が原告意匠のデザインの一部しか取り入れていない（しかも要部の全部ではない）以上、その全利益が原告意匠によるものとは言えないという論理です⁴¹。結果として原審は、推定される損害額を**差異点2の寄与度の低さを理由に減額**し、一部のみ賠償を認めたと推測されます（詳細な認容額は判決全文の記載待ちですが、原告請求1440万3000円に対し一部認容であったことが報じられています³）。

控訴審では侵害そのものが否定されたため、39条に基づく損害賠償請求も棄却されました⁴。しかし原審の損害算定に見られるように、**意匠の類否判断での差異認定が損害額評価にも影響し得る**点は実務上示唆的です。すなわち、多少デザインが異なれば消費者の購買動機も変わりうるため、仮に侵害成立の場合でも「デザインの差異に応じて賠償額を調整する」というアプローチが取られうることを意味します。本件原審はまさにそのような調整を行ったと言えます⁴¹。もっとも最終的には非侵害となったため賠償は生じませんが、**意匠法39条の推定は覆滅可能**であること、および**意匠の一部分のみが模倣された場合には損害寄与率が問題**となることが確認できるでしょう。

本判決の意義：実務への示唆と理論的インパクト

本件判決は、意匠の類否判断に関する興味深い論点を提供するとともに、実務上いくつかの示唆を与えています。

- ・**要部認定手法の再確認と精緻化**: 控訴審・原審とも類否判断の枠組み自体は共通しており、従来の判例理論（需要者の美感、要部認定、全体観察）を踏襲しています¹³。これは、近時の意匠法改正（部分意匠制度拡充など）や学説上の批判にもかかわらず、裁判所が依然として**要部認定による比較方法**を有効と考えていることを示すものです。一方で、本件控訴審は**要部の構成要素をどう特定し評価すべきか**について細かな配慮を示しました。具体的には、上辺形状について原審が前後視（具体的構成態様④）と側面視（⑥）で分けて認定していたものを一体として再定義し⁴²、3次元物品の形状を立体的・統一的に捉える姿勢を示しています。これは**意匠の立体的外形に関する判断基準の整理**とも言え、部分的・断面的ではなく立体全体で要部を評価する必要性を説いた点は実務上意義深いでしょう。
- ・**公知意匠の扱いに関する指針**: 原審と控訴審で明暗を分けたのは公知デザイン要素の評価でした。本件控訴審判決は「公知意匠にも存在する構成」であっても需要者の目を惹く部分であれば軽視しない

という立場を明確にしています²⁴。これは、従来から指摘されている「**公知デザイン部分の寄与は小さい**」との見解に一石を投じるものです。実務的には、被告側が「その特徴は従来からあるデザインだ」と主張する場面は多いですが、本判決は**公知か否かより需要者への訴求力を重視**すべきことを示唆しました²⁵³⁶。もっとも、これは権利範囲の不当な拡大を意味しない点に注意が必要です。控訴審判決自身、「公知意匠にも存在する構成であることは共通点側の要部についても同様」と述べ²⁴²⁵、原告意匠の要部を構成する各要素（①や②-1、③）が公知のものだった点も指摘しています。つまり本判決は、公知部分ばかりで構成されたデザイン同士であれば当然類似の範囲は狭くなるが、本件のように**公知要素の組み合わせ自体に創作性がある場合**には、その各要素すべてを要部と捉えた上で微妙な差異も見逃さず判断すべきと示したものです²⁰²⁴。この姿勢は、デザイン保護強化の観点と権利範囲適正化のバランスを図るうえで重要な示唆を与えるでしょう。

- ・**実務への影響：慎重な類否判断と訴訟戦略：** 本件は被告側（控訴人）が粘り強く原審の誤りを主張し続け、逆転勝訴を勝ち取った事例です⁴³⁴⁴。意匠侵害訴訟において一審の判断が覆る例は稀ですが、その背景には**観察方法の僅かな違いや部分認定の相違**が大きな差を生むことがある、という教訓が示されました。実務者にとっては、類否判断では**図面の読み取り方（正面図・側面図の把握）や使用態様の主張立証**が極めて重要であること、本件のようにカタログ・ウェブ上の製品写真等から需要者の視線を論証することも有効であることが確認できます²⁷²⁹。また、仮に一審で不利な判断が出ても、控訴審での詳細な主張（例えば本件藤本弁理士らの主張した観察角度や公知意匠の再評価⁴⁵）によって十分巻き返し可能であることを示しました。権利者側から見れば、**デザインの要部を適切に説明し、公知との差異を明確化**することの重要性、そして**被告製品の特徴が需要者にどう映るか**まで踏み込んで主張を準備する必要性を教える判決と言えます。

- ・**政策的示唆：デザイン保護範囲の明確化：** 本件ではちょうど意匠法の近年の改正動向（部分意匠や関連意匠制度の緩和など）とも関連して、**意匠権による保護範囲の適正な画定**というテーマが浮かび上がります⁴⁶⁴⁷。意匠法24条2項の導入（2006年改正）は「需要者の美感」を明文化したものです。当時から立法経緯に論議がありました⁴⁸。本件判決はその24条2項を実直に適用しつつ、創作性の高いデザインには手厚く、そうでない部分には相応の範囲でのみ保護を与えるという、いわば**メリハリの利いた判断**を示しています。これは日本の意匠制度が目指すべき「デザインによる競争促進と保護強化」のバランスにも合致するもので、裁判例として政策的にも評価できるでしょう。

類似事件・学説との比較・参照

本件のように一審と控訴審で類否結論が分かれた例は極めて珍しく、直接の類似事例は多くありません。ただ、意匠類否判断に関する一般的な裁判例・学説との比較においていくつか触れておきます。

- ・**判例との比較：** 従来の裁判例では、「要部」に関する考え方として**高裁・地裁で相違はないが評価次第で結論が変わり得る**ことは知られていました。例えば大阪地裁平成24年5月24日判決（角度調整金具事件）などでも、意匠の作用効果を奏する部分が要部として重視され類否判断に影響した例があります⁴⁹⁵⁰。本件はその最新の具体例であり、特に**生活雑貨の意匠**において微妙な曲線の差異が評価を分けた点で実務上参考になります。また、本件控訴審の「需要者は最終消費者だけでなく取引者もその目線を重視する」との言及⁵¹は、商取引の実態（小売バイヤー等も消費者視点で商品デザインを見る）を踏まえたものとして他の事件でも援用される可能性があります。

- ・**学説との対話：** 学界では、意匠の類否判断について**全体美感説と要部重視説**のバランスが論じられてきました。意匠法24条2項の制定当時、牛木理一氏は「この規定の立法は最高裁判決の曲解に基づくもので実務に混乱を招く」と批判しつつも、「結局は需要者の美感という曖昧な基準に帰着する」と指摘していました⁴⁸⁴⁷。近年は「需要者の視覚を通じて起こさせる美感」を重視しすぎず、意匠の創作性（新規部分）との関係で解釈すべきとの意見もあります。しかし本件判決を見る限り、裁判所は**美感それ自体の共通性**を最終判断基準としつつ、その判断過程で**創作性の高い部分＝要部**を抽出す

るという折衷的アプローチを堅持しています¹³¹⁸。この点、判決は学説の主張を直接引用しては
いませんが、立法経緯や学理を踏まえつつ実務的な解決を図っているように読めます。

- ・**部分意匠制度との関係**: 本件では意匠全体としての類否が問題になりましたが、もし原告が**上辺の曲線形状自体を部分意匠**として権利化していれば結果は違った可能性も考えられます。部分意匠制度は、デザインの一部分のみをクローズアップして保護する制度で、本件のように全体ではなく特徴部分そのものに権利を持っていれば、侵害立証は容易だったでしょう。逆に言えば、本件の原告意匠は部分意匠を取っていなかったため、上辺形状だけ異なる被告デザインを権利範囲に含めることが難しかったとも言えます。この示唆は、企業が今後デザイン出願戦略を立てる際、**製品の要部ごとに部分意匠・関連意匠を取得して保護網を広げる**ことの重要性を裏付けるものです。

結論

本件知財高裁判決は、意匠の類否判断に関する貴重な判例として法理と実践の両面から学ぶところが多いものです。原審と控訴審で結論が真逆となった背景には、**需要者の視点の捉え方や公知デザイン要素の評価方法**といった繊細な判断の差異がありました。裁判所は意匠法23条・24条の基本原則（類似の範囲、美感による判断）を再確認しつつ、要部認定と全体観察のバランスをとった判断手法を示しています¹³³⁷。そして具体的事案に即して、公知意匠や観察角度といった要素まで考慮を広げ、立体的外形の特徴が需要者に与える印象を丁寧に評価しました²⁸³⁶。

本判例評釈を通じて浮かび上がる教訓は、**意匠権侵害の判断には美感の微妙な差異を軽視しない洞察力が必要**ということです。わずかな曲線の違いであっても、それが製品の雰囲気や印象を変えるものであれば、意匠法はその違いに敏感に反応します²⁴³⁷。また、権利者・被疑侵害者双方にとって、デザインのどの部分が消費者の目に留まるかを的確に主張・立証することが勝敗を分けるポイントとなります。本件は意匠権訴訟の難しさと奥深さを示すとともに、今後の実務に向け**デザイン保護のあるべき姿**を考えさせる判決と言えるでしょう。

参考文献・資料: 本稿執筆に際して、判決全文および判例評釈ブログ⁶³¹、担当弁理士による解説⁴⁵⁴⁴、意匠法制に関する学術記事⁴⁸等を参照した。判決全文は知財高裁ウェブサイト掲載のPDF¹³³⁷およびIP判例データベース⁸から入手可能であり、これら原典をあわせて参照されたい。

1 2 6 9 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35
36 37 38 41 42 51 意匠類否判断が第1審と控訴審とで異なった事案 ― 東京地判令和6年10月30日（令和3年(ワ)第20229号）・知財高判令和7年6月26日（令和6年(ネ)第10086号） - 特許法の八衢

<https://patent-law.hatenablog.com/entry/2025/07/13/114149>

3 5 7 43 44 45 弁理士法人 藤本パートナーズ 受任事件で逆転勝訴判決！！ - 知的財産総合支援グループ | サン・グループ/SUN・GROUP

<https://www.sun-group.co.jp/news/3702.html>

4 8 『裁判例：令和6(ネ)10086』知財ポータルサイト『IP Force』

<https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/14661>

10 46 47 48 特集《「意匠法等の一部を改正する法律」について》 4. 改正意匠法24条2項への疑問

https://jpaa-patent.info/patents_files_old/200610/jpaapatent200610_035-049.pdf

39 40 courts.go.jp

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-94249.pdf

49 50 判例検討(8)「作用効果を奏する構成要素が登録意匠の類否判断に影響を与えることを示す裁判例・図面に不記載の部分が存在しても明細書の文言を根拠に意匠への変更出願を認めた裁判例」
<https://www.hokutopat.com/1464>